

よくあるご質問（Q & A）

<対象者について>

Q1:ひとり親ですが、年金を受給しているため児童扶養手当が支給停止となっています。そのような場合は対象となりますか。

A1:児童扶養手当受給世帯と同等の所得水準であれば対象となります。

Q2:ひとり親ですが、所得超過の扶養義務者と同居しているため、児童扶養手当は支給停止になっています。そのような場合は対象となりますか。

A2:あくまで申請者（ひとり親本人）の所得のみを確認します。扶養義務者の所得により児童扶養手当が支給停止になっていても、申請者本人の所得が児童扶養手当の所得制限額未満である場合は対象となります。

Q3:住民税非課税世帯ですが、単身赴任等で別世帯となっている配偶者から仕送りを受けています。そのような場合は対象となりますか。

A3:別世帯であっても同一生計の扶養義務者が課税の場合は、対象となりません。

Q4:生活保護受給世帯は対象となりますか。

A4:生活保護を受けている方であっても、本事業の対象者要件を満たせば対象となります。

Q5:児童養護施設等に措置等されているこどもは対象となりますか。

A5:児童養護施設等に措置等されているこどもが大学等を受験する際に必要となる費用については、児童入所施設措置費において支弁することとされているため、対象外となります。

Q6:こども本人が申請することはできますか。

A6:申請ができるのは原則として保護者ですが、やむを得ない事情があると県が認めた場合はこども本人による申請も可能です。こども本人による申請を希望する場合は事前に関係機関にご相談ください。

<対象経費及び補助上限額について>

Q7:大学等受験料の「大学等」について、何か条件はありますか。

A7:高等教育の就学支援新制度の対象機関リストに掲載されている大学、短期大学、専修学

校（専門課程）及び高等専門学校（４年生）となります。

https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm（文部科学省ホームページ）

Q8:学校で受験した模擬試験は対象となりますか。

A8:当該模試費用について、他の支援等を受けていない場合は対象となります。なお、領収書等が提出できない場合は、校内模擬試験受験状況証明願（別紙２）をその他の申請書類と併せて提出してください。

Q9:塾で模擬試験を受けました。その費用は対象になりますか。

A9:塾の受講料に含まれている分は対象になりません。ただし、別途支払いをした、模擬試験受験料として領収書が提出できるものであれば対象となります。

Q10:大学入学共通テストを受けた場合も、大学等受験料補助の対象となりますか。

A10:対象となります。大学入学共通テストの検定料を支払ったことを証明する書類（大学入学共通テスト振替払込受領証等）を提出してください。

Q11:受験料の振込等手数料は対象になりますか。

A11:対象外となります。

<申請について>

Q12:複数の大学等の受験料（又は模擬試験受験料）について申請できますか。

A12:できます。ただし、複数の大学等の受験料（又は模擬試験受験料）の合計額が補助上限額を超える場合、補助は上限額までとなります。

（例）高校３年生等（補助上限額 8,000 円）の場合

模擬試験 1 回分（4,400 円）で申請 ⇒ 補助額 4,400 円

模擬試験 2 回分（4,400 円×2回=8,800 円）で申請 ⇒ 補助額 8,000 円

Q13:既に１つの大学等受験料(又は模擬試験受験料)の金額で申請しましたが、別の受験料(又は模擬試験受験料)についても追加で申請できますか。

A13:できません。申請はこども１人につき、年度内で１回限りとなりますので、複数分まとめて申請してください。（ただし、上限額があります。）

高校３年生等で大学等受験料と模擬試験受験料の両方を申請される場合も、申請は併せて１回限りとなりますのでご注意ください。

<支払いについて>

Q14: 申請からどれくらいで入金されますか。

A14: 申請から入金まで最大2か月程度を予定しています。審査結果については、審査完了後、交付決定通知書（又は不交付決定通知書）を郵送しますので確認してください。（入金日等の通知はありません。）